

2021 年 6 月

改正地球温暖化対策推進法の概説と実務に与える影響

弁護士 赤羽 貴 / 弁護士 横井 邦洋 / 弁護士 藤木 崇

はじめに

2021 年 5 月 26 日に、「地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律案」が参議院で可決され、改正地球温暖化対策推進法(以下「改正温対法」または単に「法」といいます。)が成立し、2021 年 6 月 2 日に公布されました¹。

この改正温対法は、2016 年 11 月 8 日に日本が批准したパリ協定および 2020 年 10 月 26 日に第 203 回臨時国会の所信表明演説においてなされた 2050 年カーボンニュートラル宣言(以下「CN 宣言」といいます。)を受けた温室効果ガスの排出量削減に向けた一連の流れの一つとして位置付けることができます。

今回の改正温対法の主要な点は、大要①パリ協定・CN 宣言の基本理念への導入(法第 2 条の 2)、②地域脱炭素化促進事業計画制度の導入(法第 22 条の 2 以下)および③温室効果ガス排出量情報のデジタル化・オープン化(法第 29 条以下)です。

以下、当該各主要な点の内容および実務に与え得る影響について概説いたします。

1. 基本理念としてパリ協定の目標・CN 宣言を反映

法第 2 条の 2 では、パリ協定第 2 条 1(a)に触れつつ世界全体の平均気温の上昇を(i)工業化²以前よりも摂氏 2 度高い水準に十分に下回るものに抑えること、(ii)工業化以前よりも摂氏 1.5 度高い水準までのものに制限するための努力を継続することというパリ協定に定める目標を踏まえ、①環境の保全と経済・社会の発展の統合的推進、②2050 年までの脱炭素社会の実現、③国民をはじめとする国、地方公共団体、事業者等の密接な連携を改正温対法の基本理念として掲げています。

<改正温対法の基本理念>

- ①環境の保全と経済・社会の発展の統合的推進
- ②2050 年までの脱炭素社会の実現
- ③国民をはじめとする国、地方公共団体、事業者等の密接な連携

上記の点は、パリ協定に掲げる目標を法律上確認するとともに、従前は政府による宣言にとどまっていた CN

¹ 以下引用する条文は改正温対法のものによります。

² パリ協定上、具体的には産業革命時を指すものとされています。<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000198007.pdf> 参照。

宣言を法的な基本理念として明記することにより、2050 年までの脱炭素社会の実現・温室効果ガスの排出量削減という政策が、政権の交代によらず今後も継続していく蓋然性が高まり、事業者・地方公共団体・国民等のあらゆる主体の取組に予見可能性を与え、各主体による取組とイノベーションが促進されることに、その意義があると考えられます³。

2. 地域脱炭素化促進事業計画制度の導入

法第 22 条の 2 では、一定の事項を含む地方公共団体実行計画を策定している市町村による地域脱炭素化促進事業計画の認定制度が導入されました。以下で述べますとおり、実行計画（促進事業向け）が策定されている市町村において地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、この認定を受けることにより、一定の許認可について、一括・ワンストップでの許認可取得が可能となり、手続の円滑化・効率化を見込むことができます。

(1) 地域脱炭素化促進事業

地域脱炭素化促進事業（以下「促進事業」といいます。）とは、①(i)太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであり、地域の自然的社会的条件に適したものの利用による地域の脱炭素化のための施設として具体的に今後各関係省令で定めるもの（以下「促進施設」といいます。）の整備および(ii)当該地域の脱炭素化⁴のための取組を一体的に行う事業であって、②(i)地域の環境の保全のための取組ならびに(ii)地域の経済および社会の持続的発展に資する取組を併せて行う事業をいいます（法第 2 条第 6 項）。

<地域脱炭素化促進事業>（法第 2 条第 6 項）

①	(i)促進施設の整備	左記を「一体的に行う事業であって、」
	(ii)当該地域の脱炭素化のための取組	
②	(i)地域の環境の保全のための取組	左記を「併せて行うもの」
	(ii)地域の経済および社会の持続的発展に資する取組	

(2) 地方公共団体実行計画

地方公共団体実行計画とは、国の定める地球温暖化対策計画に即して、都道府県・市町村がその事務・事業に関し温室効果ガスの排出量の削減等のための措置について、その策定が義務づけられている計画のことを指します（法第 21 条第 1 項）。

従来より地方公共団体実行計画は大きく分けて 2 種類存在し⁵、一つは法第 21 条第 1 項に基づき策定される計画で、一般的に「地方公共団体実行計画（事務事業編）」と呼ばれています（以下「実行計画（事務事業編）」といいます）。

一方、この地方公共団体実行計画（事務事業編）のうち、法第 21 条第 3 項に記載される所定の各事項⁶が含まれるものは、一般的に「地方公共団体実行計画（区域施策編）」と呼ばれています（以下「実行計画（区域施

³ 地球温暖化対策の推進に関する制度検討会「地球温暖化の更なる推進に向けた今後の制度的対応の方向性について」（令和 2 年 12 月）（以下「取りまとめ」といいます。）2 頁参照。

⁴ 具体的には、当該地域の社会経済的その他の活動に伴って生じる温室効果ガスの排出量の削減等をいいます。

⁵ 環境省・地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト(http://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/overview.html)

⁶ 具体的には①再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項および②当該区域の事業者または住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項等です。

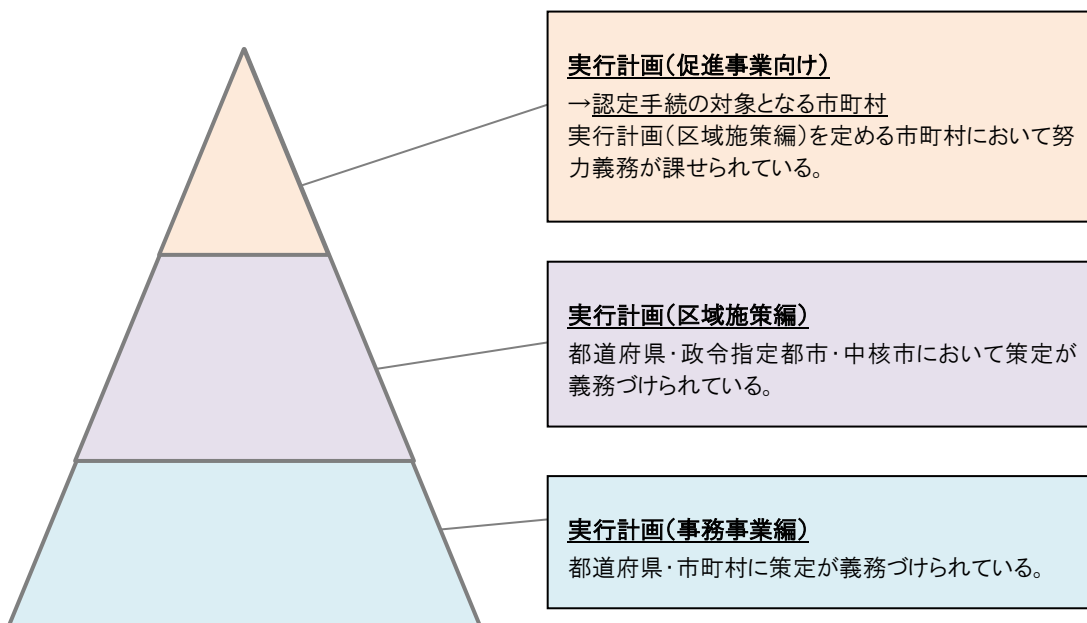
策編)」といいます。)⁷。

今回の改正温対法において、市町村が実行計画(区域施策編)を策定する場合、促進事業の促進に関する下記所定の事項を定めるよう努力義務が課されることとされました(法第 21 条第 5 項。以下、実行計画(区域施策編)のうち、以下の促進事業の促進に関する法第 21 条第 5 項所定の事項が記載されたものを「実行計画(促進事業向け)」といいます。)

＜実行計画(促進事業向け)において記載される事項＞

- ①促進事業の目標
- ②促進事業の対象となる区域(以下「促進区域」といいます。)
- ③促進区域において整備する促進施設の種類および規模
- ④促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項
- ⑤促進施設の整備と併せて実施すべき(a)地域の環境の保全・(b)地域の経済および社会の持続的発展に資する各取組に関する事項

以下の内容を図にまとめると、以下のような内容となります。



なお、改正温対法により都道府県・市町村が実行計画(区域施策編)を定める場合または市町村が実行計画(促進事業向け)を定める場合であって、当該都道府県・市町村に地方公共団体実行計画協議会(以下「実行計画協議会」といいます。)が組織されている場合、当該都道府県・市町村は事前に実行計画協議会と協議を行うこととされました(法第 21 条第 12 項)。

実行計画協議会は、当該都道府県・市町村のほか、住民その他の当該地域における地球温暖化対策の推進を行うための関係者、学識経験者等で構成されることとされています(法第 22 条第 2 項)。

⁷ 実行計画(事務事業編)は各都道府県・市町村が単独でまたは共同して策定することが義務づけられており、実行計画(区域施策編)は各都道府県、政令指定都市および中核市上で定めることが義務づけられています(法第 21 条第 1 項・第 3 項)。各都道府県・市町村における策定状況については環境省・地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト(https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/sakutei.html)中で公表されています。

現在、再生可能エネルギー事業においては、地域の受容性の低下や地域社会との共生が課題とされているところ、当該協議を通じた促進事業の目標や促進区域の設定等を通じ、再生エネルギー事業実施に当たっての当該事業に対する地域社会との合意形成が促進されることが期待されています⁸。

(3)市町村による認定手続

実行計画(促進事業向け)が策定されている市町村において促進事業を行おうとする者は、当該促進事業の実施に関する計画(以下「促進事業計画」といいます。)を作成し、当該実行計画(促進事業向け)を策定した市町村に対して、促進事業計画の認定を申請することができます(法第 22 条の 2 第 1 項)。

なお、促進事業計画の市町村への認定申請に当たり、当該市町村に実行計画協議会が組織されているときは、事前に実行計画協議会との協議を経る必要がある点に留意が必要です。

(4)認定取得の要件

上記(3)に基づき申請がなされた促進事業計画について、市町村は、以下の①ないし③に規定する要件に該当すると認め、かつ④を満たしたときは当該促進事業計画を認定することになります(法第 22 条の 2 第 3 項・第 4 項)。

<認定取得の要件>

- ①促進事業計画の内容が当該市町村の実行計画(促進事業向け)に適合していること。
- ②促進事業計画に記載された促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。
- ③その他関係省令で定める基準に適合するものであること。
- ④(5)に定める者からの同意を得たこと。

(5)各許認可権者からの同意取得

当該促進事業の実施にあたり以下の各許認可が必要となる場合、上記(3)に基づき促進事業計画の認定に向けた申請を受けた市町村は、該当する許認可権者と協議を行い、同意を得なければ当該促進事業計画を認定することはできないこととされています(法第 22 条の 2 第 4 項)。

対象となる許可	許認可権者
①温泉法上の掘削許可、湧出路の増掘・動力装置許可 ⁹	都道府県知事
②地域森林計画の対象となっている民有林の開発許可 ¹⁰	
③保安林の伐採許可 ¹¹	
④農地転用等許可 ¹²	
⑤国立公園における開発等許可・届出 ¹³	環境大臣
⑥国定公園内における開発等許可・届出	都道府県知事

⁸ 取りまとめ 7 頁参照

⁹ 温泉法第 3 条第 1 項・第 11 条第 1 項

¹⁰ 森林法第 10 条の 2 第 1 項

¹¹ 森林法第 34 条第 1 項・第 2 項

¹² 農地法第 4 条第 1 項・第 5 条第 1 項

¹³ 自然公園法第 20 条第 3 項・第 33 条第 1 項(⑥についても同様)

⑦発電目的の河川の流水占用における水利台帳への登録 ¹⁴	河川管理者
⑧熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る適合性の認定 ¹⁵	都道府県知事
⑨指定区域内における土地の形質変更の届出 ¹⁶	

上記の同意取得プロセスにおいて、各許認可権者は当該許認可の要件を満たしていると判断する場合、当該促進事業計画の認定に対して同意することとされており(法第 22 条の 2 第 5 項ないし第 8 項)、促進事業計画が認定された場合、当該促進事業計画に従って行われる促進事業については該当する許認可を取得したものとして取り扱われることとなります(法第 22 条の 5 ないし第 22 条の 10)。

従来、事業者は、再生可能エネルギーに関する事業を実施するに当たり、事業に必要な各許認可の取得につき原則として個別の対応が求められていたところ、改正温対法の下では、上記の認定手続を経ることにより一括・ワンストップでの対応が可能となり、手続の円滑化・効率化を見込むことができます¹⁷。

(6)環境影響評価における配慮書作成・送付手続の省略

また、市町村から認定を受けた促進事業計画に従って促進施設の整備を行う場合、環境影響評価法上、第 1 種事業¹⁸の実施の際に求められる配慮書の作成・送付手続が省略可能となる場合がある点も注目に値します(法第 22 条の 11)。

具体的には、当該市町村における実行計画(促進事業)内の促進区域が、都道府県の定める実行計画(区域施策編)において定められる基準に基づき設定されている場合において、上記の配慮書の作成・送付手続が不要となります。

(7)農山漁村再生可能エネルギー法との違い

再生可能エネルギーに関する事業に必要な許認可をワンストップで取得することが可能な制度としては、従前も農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(以下「農山漁村再生可能エネルギー法」といいます。)にその手続が規定されていたところです。

再生可能エネルギー事業に関する一定の計画につき市町村の認定を受けた場合、一定の許認可の取得がみなされるという枠組み自体は、農山漁村再生可能エネルギー法上の設備制度計画の認定制度¹⁹も改正温対法上の地域脱炭素化促進事業の認定制度も基本的に同一です。

農山漁村再生可能エネルギー法上の設備制度計画の認定制度と、改正温対法上の地域脱炭素化促進事業の認定制度との主な違いとしては、①農山漁村再生可能エネルギー法上の設備制度計画の認定取得に当たっては、当該農林漁業の健全な発展に資する取組を記載する必要があり、市町村の定める基本計画に適合する必要があること²⁰、②取得したものと取り扱われる許認可の一部が異なること²¹、および③農山漁村再生可能

¹⁴ 河川法第 23 条の 2

¹⁵ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 2 の 4 第 1 項、第 15 条の 3 の 3 第 1 項

¹⁶ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 19 第 1 項

¹⁷ 取りまとめ 7 頁参照

¹⁸ 再生可能エネルギーによる発電事業の場合、例えば、水力発電所で出力 3 万 kw 以上、地熱発電所で出力 1 万 kw 以上、太陽電池発電所で出力 4 万 kw 以上、風力発電所で出力 1 万 kw 以上の場合がそれぞれ環境影響評価法上の第 1 種事業に該当します(環境影響評価法第 2 条第 2 項、環境影響評価法施行令第 1 条別表第一)。なお、条例上で配慮書類の作成・送付等の手続が求められている場合もあり得ますので、対象地域の条例に該当する場合は別途検討が必要と思われます。

¹⁹ 具体的には農山漁村再生可能エネルギー法第 7 条以下。

²⁰ 農山漁村再生可能エネルギー法第 5 条第 2 項第 5 号、第 7 条第 3 項第 1 号

²¹ 農山漁村再生可能エネルギー法上の設備制度計画の認定制度特有の取得がみなされる特有の許認可としては、酪農及び肉

エネルギー法上の設備制度計画の認定では、環境影響評価法上の配慮書の作成・送付手続が省略されないこと、という点があげられます。

3. 温室効果ガス排出量情報のデジタル化・オープン化

(1) 温室効果ガス排出量に係る算定・報告・公表制度

従前より、事業活動において温室効果ガスを年間 3,000 トン以上排出する事業者、原油換算エネルギー使用量の合計量が年間 1,500 キロリットル以上の事業者等²²に対しては、事業者自らが温室効果ガス排出量を算定し、一定規模以上の事業所毎に報告することとされており(法第 26 条第 1 項)、かかる温室効果ガス排出量は事業者別・業種別・都道府県別に集計し公表されてきました²³。

当該制度は、事業者自らが温室効果ガス排出量を算定することによる自主的取組のための基盤整備や、情報の公表・可視化による事業者および国民全般の自主的取組の促進・気運の醸成・理解の増進を趣旨とするものです²⁴。

一方で、紙媒体中心の報告であったため、国による集計事務に時間を要し、排出量のデータの報告から公表までに約 2 年を要してきたという問題も提起されていました。

また、公表される温室効果ガス排出量の情報は、事業者別・業種別・都道府県別にとどまり、環境大臣・経済産業大臣の電子計算機内のファイルに記録された報告に関する情報(以下「ファイル記録情報」といいます。)のうち、事業所単位での当該情報の入手に当たっては、別途開示請求手続を経る必要がありました²⁵。

(2) 電子システムを活用とする報告・事業所等の情報についての公表

上記の各状況の下、改正温対法の下では、報告された情報が投資家、地方公共団体、消費者等、事業者等の関係者によって、排出量削減に向けた取組みにより一層活用されるよう、原則として電子システムの活用による報告を行うことが想定されており²⁶、これにより集計作業が簡略化し、報告から公表までの期間が短縮されることが期待されます。

また、改正温対法の下ではファイル記録情報は全て公表の対象となることとなり、事業所単位での情報も含めて、開示請求手続を経ることなく入手可能となることになります(法第 29 条)²⁷。

従前より、開示請求手続は積極的に活用されていたところではありますが²⁸、今回の法改正により、投資家としても当該事業者の温室効果ガス排出量に関する情報がよりタイムリーかつ事業所単位で、かつコストがかからず入手できるようになります。今後さらに各事業者の温室効果ガスの排出量削減に対する対応・取組みが、ESG 投

用牛生産の振興に関する法律第 9 条に基づく草地の形質変更の届出、漁港漁場整備法第 39 条第 1 項に基づく工作物の建設・改良等の許可および海岸法第 7 条第 1 項・第 8 条第 1 項の海岸保全区域の占用・土石採取等の許可があげられます。一方、改正温対法上の地域脱炭素化促進事業認定制度特有の取得がみなされる許認可としては、本文 2(5)に列挙した各許認可のうち、⑦ないし⑨があげられます。

²² 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第 5 条

²³ 改正以前の地球温暖化対策推進法第 29 条第 3 項・第 4 項、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第 8 条

²⁴ 取りまとめ 9 頁

²⁵ 改正以前の地球温暖化対策推進法第 30 条

²⁶ 具体的には温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第 4 条第 1 項が施行時までに変更されることとなる。

²⁷ なお取りまとめ 12 頁によると、「事業者全体では精算、さらには、例えば、大企業、とりわけ複数の地域に事業所を有する企業では、事業者全体で生産、さらには CO2 削減の最適化を図っているため、特定地域の活動だけでは完結しない場合もあり、事業所単位でのデータの単純比較は有意でない可能性があり、注意が必要であるといった、事業所単位の情報の活用上の注意事項についても併せて情報提供することが必要である。」とあります。

²⁸ 北村喜宣「環境法」600 頁(弘文堂・第 5 版・2020 年)

資・社会的責任(CSR)における評価の上で重視される場面が増えることが考えられます。

4. 施行期日

改正温対法の規定は、促進事業計画の導入・温室効果ガス排出量情報のデジタル化・オープン化については公布日である 2021 年 6 月 2 日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされています。もっとも、改正温対法の基本理念に関する第 2 条第 2 項などの一部の規定については、公布日である 2021 年 6 月 2 日から施行されております²⁹。

5. 今後の留意点・展望

改正温対法は 2021 年 5 月 26 日に成立し、2021 年 6 月 2 日に公布されましたが、促進事業の定義や促進事業の認定に当たって満たすべき基準等、詳細については今後制定・変更される関係省令により定められる部分も存在するため、関係省令に関する議論の状況についても今後留意が必要と考えられます。さらに上記でも記載しましたとおり、温室効果ガス排出量に係る算定・報告・公表制度の充実を受けた、各事業者の自主的取り組み・実務上の動向についても、今後注意すべき点と言えます。

温室効果ガスの削減・脱炭素化社会の実現に向けた動きは現在世界的潮流であると言えます。一方で地域社会との共生やエネルギーの安定供給といった点も、経済・社会の持続的発展という観点から意識されるべきものと考えられます。

今回の改正温対法に限らず、上記の各要素の関係性を踏まえた今後の再生可能エネルギー・環境関連の法制度の動向・議論の状況には、引き続き実務上留意が必要なものと考えられます。

²⁹ 令和 3 年 5 月 26 日成立地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 1 条

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 赤羽 貴(takashi.akahane@amt-law.com)
弁護士 横井 邦洋(kunihiro.yokoi@amt-law.com)
弁護士 藤木 崇(takashi.fujiki@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。